

JIS

ダクタイル鋳鉄管

JIS G 5526 : 2014

(JDKA)

平成 26 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 鉄鋼技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	長 井 寿	独立行政法人物質・材料研究機構
(委員)	石 橋 久 義	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社熊谷組)
	磯 村 陽 治	一般社団法人日本鉄道施設協会
	岩 本 佐 利	一般社団法人日本電機工業会
	宇 治 公 隆	首都大学東京
	太 田 幸 男	高圧ガス保安協会
	緒 方 隆 昌	一般社団法人日本非破壊検査協会 (川崎重工業株式会社)
	川 人 康	公益社団法人自動車技術会 (株式会社本田技術研究所)
	北 田 博 重	一般財団法人日本海事協会
	木 村 裕 司	大同特殊鋼株式会社
	吉 良 雅 治	一般社団法人日本産業機械工業会
	楠 田 宏 一	JFE スチール株式会社
	後 藤 和 久	新日鐵住金株式会社
	田 中 龍 彦	東京理科大学
	千 葉 光 一	独立行政法人産業技術総合研究所
	安 田 素 郎	一般社団法人日本鉄鋼連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 49.3.1 改正：平成 26.11.20

官 報 公 示：平成 26.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会

(〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-8-9 日本水道会館 TEL 03-3264-6655)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：鉄鋼技術専門委員会 (委員長 長井 寿)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 管厚の種類及びその記号	2
5 継手の区分、接合形式及びその記号並びに呼び径の範囲	3
6 製造方法	3
7 機械的性質	3
7.1 引張強さ及び伸び	3
7.2 硬さ	4
8 耐水圧性	4
9 形状、寸法及びその許容差	4
10 外観	6
11 塗装及びライニング	6
12 試験	7
12.1 引張試験	7
12.2 硬さ試験	7
12.3 耐水圧性試験	7
12.4 形状及び寸法の測定	8
12.5 外観試験	8
13 検査	8
13.1 一般	8
13.2 引張強さ及び伸び	8
13.3 硬さ	8
13.4 耐水圧性	8
13.5 形状及び寸法	8
13.6 外観	9
13.7 表示	9
13.8 再検査	9
14 表示	9
附属書 JA (規定) ダクタイル鋳鉄管の形状及び寸法	11
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	32
解 説	35

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会（JDP A）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS G 5526:1998** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格に従うことは、次の者の有する特許権等の使用に該当するおそれがあるので、留意する。

- － 氏名：株式会社クボタ
- － 住所：大阪府大阪市浪速区敷津東 1-2-47

上記の、特許権等の権利者は、非差別的かつ合理的な条件でいかなる者に対しても当該特許権等の実施の許諾等をする意思のあることを表明している。ただし、この規格に関連する他の特許権等の権利者に対しては、同様の条件でその実施が許諾されることを条件としている。

この規格に従うことが、必ずしも、特許権の無償公開を意味するものではないことに注意する必要がある。

この規格の一部が、上記に示す以外の特許権等に抵触する可能性がある。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権等に関わる確認について、責任はもたない。

なお、ここで“特許権等”とは、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権をいう。

ダクタイル鋳鉄管

Ductile iron pipes

序文

この規格は、2009年に第6版として発行されたISO 2531を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。

1 適用範囲

この規格は、地中又は地上に配管し、圧力下又は無圧力下で水の輸送などに使用するダクタイル鋳鉄管（以下、直管という。）及び接合部品について規定する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 2531:2009, Ductile iron pipes, fittings, accessories and their joints for water applications (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 5314 ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング

JIS B 0205-1 一般用メートルねじ—第1部：基準山形

JIS B 0205-3 一般用メートルねじ—第3部：ねじ部品用に選択したサイズ

JIS B 0205-4 一般用メートルねじ—第4部：基準寸法

JIS B 7507 ノギス

JIS G 5527 ダクタイル鋳鉄異形管

JIS G 5528 ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

JIS Z 2241 金属材料引張試験方法

JIS Z 2243 ブリネル硬さ試験—試験方法

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

ダクタイル鋳鉄 (ductile iron)